

茨城県で運送業を営む申立人について、原発事故により国道6号線の警戒区域内の区間が利用できず迂回路を利用せざるを得なくなり走行距離が増加したことに伴ってタイヤの摩耗が早まったことに関し、東京電力に対する直接請求では拒否された、タイヤ購入費用相当額及びタイヤ交換工賃の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X 有限会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

営業損害 （トラックのタイヤ代及び交換工賃 の増加分）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	43万9556円
-----------------------------------	------------------------------	----------

2 和解金額

被申立人は、申立人に対して43万9556円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月5日

（仲介委員 出井直樹）